

令和元年分の年末調整作業の留意点

今年も年末調整の準備の時期となりました。昨年は書式の変更等、大幅な改定がありましたが、今年の年末調整において大きな変更点は無く、昨年度と同様に作業を進めても問題ありません。

今回は令和元年度の年末調整の留意点と、今回作業で従業員等に同時に提出いただく「令和2年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」について解説いたします。

1. 令和元年度留意点 (配偶者控除等について)

昨年(平成30年)より、配偶者控除について「納税者本人の所得制限」が加わり、制度として若干難しくなった印象があります。ここで整理のため、配偶者控除について下記に記載しています。

① **源泉控除対象配偶者** : 次のa~cをすべて満たす場合の配偶者です。納税者本人の月々の給与計算時に、配偶者を扶養対象として数えて源泉所得税を計算することになります。

- a 令和元年の**配偶者の所得が85万円**(給与のみなら150万円)以下
- b 納税者本人の所得が900万円(給与のみなら1,120万円)以下
- c 配偶者と生計を一にしている



② **控除対象配偶者** : **配偶者の所得38万円**(給与のみなら103万円)以下*

③ **配偶者特別控除** : **配偶者の所得38万超~123万円**(給与のみ103万超~201万6千円)以下*

* 納税者本人の所得により控除額の制限があるため留意

配偶者控除を受けるためには、「給与所得の扶養控除等(異動)申告書」の他に「給与所得者の配偶者控除等申告書」も**必ず必要**となりますのでご注意ください。

2. 令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)

来年度用の「令和2年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」では若干様式等の変更があります。

項目	令和2年の所得の見積額
源泉控除対象配偶者	配偶者所得金額95万円(10万円アップ)以下
控除対象扶養親族	対象者の所得金額48万円(同上)以下

※ 上記は、令和2年から適用される**所得税の基礎控除額が38万円から48万円に10万円引き上げられることによる影響**です。

一方、給与所得控除は逆に10万円引き下げられるため、**配偶者・扶養親族が給与収入のみの場合、対象者が無税で済む給与収入上限額に変更はありません。**

なお、所得が38万超~48万円の方が扶養者になるのは令和2年からです。令和元年の年末調整で扶養者にしないようご注意ください。

また、最下段に「**単身児童扶養者**」が追加されました。児童扶養手当を受給しているシングルマザー(ファザー)がチェックをする欄で、住民税の非課税措置を受けるために必要となります。

@ 11月の予定

11/11・10月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限

12/2・9月決算法人の確定申告
・3,6,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

